令和３年７月 21 日

生徒・保護者各位

富山県立富山南高等学校
校　長　　辻　　本　　努

富山県立富山南高等学校　タブレット端末利用ルールについて

１　利用目的

タブレット端末は、教育活動のために貸与するものであるため、

・教科の学習
・特別活動（ＨＲ、クラブ活動等）
・自己学習（資格・検定や自由研究等を含む）

に関連する学習や学校生活を豊かにする活動にのみ利用するものとする。

２　使用上の留意点

⑴貸与品であり、卒業後は新入生が利用することになることを踏まえ大切に取り扱い、以下の事項は絶対に行わないでください。

・売却や廃棄、故意の損傷
・第三者への又貸し
・デコレーション（シール貼付やペンで描画等）
・高温や多湿の場所、気温が０℃以下の場所での放置
・その他、タブレット端末や付属品の損傷や故障に結びつく行為

⑵タブレット端末の取扱いについては以下のとおりとします。

【全体の取扱い】

・タブレット端末は、原則として学校内で使用する。（臨時休業等緊急時を除く。）
・タブレット端末使用後は、指定の充電保管庫に入れ充電を行う。

【校内】

・学校の無線 LAN に接続して利用する。（通常は自動的に接続します。）
・以下の例を参考に対策を施し、盗難や損傷防止に努める。
　例：昼休みや清掃時など長時間離席する際は、充電保管庫に収納するなど、机上に置いたままにしない。

【校外】

・学校の許可の下で利用する。
・登下校時には利用しない。
・持ち運びについては校内と同様。
・フリーWi-Fi への接続は認めない。

【自宅】

・インターネットに接続して利用する場合は、自宅の Wi-Fi（または貸与されたモバイルルーター）に接続する。その際、設定情報の登録は各自で行う。

⑶充電及びインターネット通信に係る経費については以下のとおりです。

・学校内での充電、及びインターネット通信（富山県立学校生徒用 LAN）に係る経費は県が負担する。

・自宅等での充電、及び Wi-Fi によりインターネット通信に係る経費は利用者負担となる。なお、モバイルルーターの貸与等補助制度に関しては、別途案内で確認すること。

⑷タブレット端末には以下のセキュリティ対策を施しています。「１　利用目的」に沿って適切に使用してください。

・不適切なサイトへのアクセスを制限する Web フィルター機能を搭載。

・ウイルス対策ソフトウェアを搭載。週に１回定期スキャンが実施される。

⑸ソフトウェア利用時には以下の点に注意してください。

・ワードやエクセル等、マイクロソフト製品はユーザーライセンス（個人に使用権が割り当てられる方式）のため、アカウント（ＩＤ・パスワード）は厳重に管理する。教育用クラウドサービスの利用アカウントについても同様に厳重に管理する。

・無許諾でのカメラ撮影や録音・録画、学校に関する情報や個人情報等の漏えい、他人への誹謗中傷や差別的行為、アカウントを利用しての物品販売などは厳禁である。

・コンピュータやインターネットを利用する上でのマナーを守って使用する。

・ソフトウェアのインストールには事前手続きが必要である。（自由にインストールはできない。）申請方法は別途案内で確認する。

・USB メモリ等外部記録媒体を接続する際は、必ずウイルスチェックを行うこと。

３　紛失・盗難・毀損等への対応

⑴手続きについて

・タブレット端末やその付属品に紛失・盗難・毀損及び不具合が発生した場合は、速やかに学校に連絡を行う。

・紛失や盗難があった場合は、警察に遺失物届、盗難届を提出するなど手続きを行い、警察からの証明書を学校に提出する。

⑵費用負担について

・タブレットの通常の使用による毀損、及び不注意による毀損、紛失、盗難などが起きた際、原状復旧に要する費用については県が負担する。

・毀損、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、利用者（生徒）または保護者が原状復旧に要する費用を負担することになる。

４　その他

・本文書に記載されている事項以外についても、法律に触れるような行為や、高校生としてふさわしくない行為を行わないこと。